

貫谷地区簡易水道事業経営変更認可申請書作成業務委託 仕様書

第1節 基本事項

1.1.1 適用範囲

本委託業務（以下「業務」という。）は、魚沼市（以下「発注者」という。）が発注する水道事業施設の更新に係る事業経営変更認可申請書作成に関し、魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

1.1.2 委託名

貫谷地区簡易水道事業経営変更認可申請書作成業務委託

1.1.3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

1.1.4 履行場所

魚沼市 茂沢 地内

1.1.5 業務基準等

業務に当たっては、本仕様書のほか発注者の示す設計指針、設計業務委託標準仕様書、その他準拠すべき基準、その他発注者の指定する設計指針、設計参考図書・関係法令等に基づき行わなければならない。

第2節 一般事項

1.2.1 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.2.2 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持しなければならない。

1.2.3 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、業務により作成した資料等については、これを無断で使用してはならない。

1.2.4 許可申請

受注者は、業務の遂行上法令等で定められた許可申請事項が生じた場合、それに関連する事務を遅滞なく行わなければならない。

1.2.5 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約書に定めるもののほかに次の

書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 技術者決定届出書（管理・照査・担当）
- 3) 工程表
- 4) その他必要な書類

1.2.6 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部分については、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。

業務を行う管理技術者は、技術士法（平成 12 年度改正 法律第 48 号）に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士、もしくは R C C M（上水道及び工業用水道）でなければならない。

照査技術者においても技術士法（平成 12 年度改正 法律第 48 号）に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士、もしくは R C C M（上水道及び工業用水道）でなければならない。

1.2.7 業務の指示及び監督

- 1) 受注者は、発注者が定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- 2) 受注者は、業務の各段階に着手する際、当該段階の基本方針について発注者の承諾を受けなければならない。

1.2.8 成果品の検査

- 1) 受注者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- 2) 成果品検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- 3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の不明箇所及び訂正箇所が発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

1.2.9 引き渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に規定した提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

1.2.10 疑義の処理

受注者は、業務遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に明記されていない事項については、監督員と協議し、その指示に従う。

1.2.11 関係機関との協議

他官公庁、組合等との協議、手続きは業務においてすべて行うものとする。

1.2.12 著作権の取り扱い

業務の著作権については、納品をもって発注者に帰属するものとする。

1.2.13 その他

- 1) 業務中及び完了後であっても、発注者から説明を求められた際は速やかに担当者を派遣し、説明を行うこと。
- 2) 参考とした文献や資料については報告書等に明記すること。

貫谷地区簡易水道事業経営変更認可申請書作成業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本業務は、前記仕様書のほか、この特記仕様書に基づき、実施しなければならない。

2 業務の目的

本業務は、貫谷地区簡易水道に新設水源（井戸）を追加する事を目的として事業経営変更認可申請書の作成を行う。

なお、水源追加のため浄水方法の決定や施設整備計画の検討を行う必要があるが、令和7年度に行っている「貫谷簡易水道基本計画策定業務委託」の成果品を参考として業務を進める。

既認可値

	貫谷地区簡易水道
計画給水人口	306 人
計画取水量	128m3/日
計画給水量	128m3/日

3 業務内容

設計協議

初回・中間（2回）・最終の計4回を基本とするが、必要時は随時行う。
また、上位行政との協議も含む。

現況の把握

事業経営変更認可申請書作成に必要となる、現況の資料収集等を行い貫谷地区の現在の給水人口、給水実績等を把握する。

基本事項の決定

目標年度を定め、給水区域・給水人口・給水量を設定する。

設計図作成

行政区域および給水区域図、計画平面図を含め事業経営変更認可申請書に添付が必要となる図面の作成を行う。

財政計画

借入金の償還計算、減価償却費、維持管理費の算出、水道料金の設定、経常収支の算出を行う。

申請書類の作成

水道法第7条に基づく事業経営変更認可申請書類の作成及び編集を行う。

水道台帳の作成

厚生労働省通達に基づく水道台帳の作成を行う。

照査

業務内容が、発注者からの要求事項・協議事項が反映されているか照査を行う。

4 提出書類

提出書類の部数は、発注者と協議のうえ決定する。

- ・ 変更認可申請書
- ・ 電子データ (CD-R)

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び仕様書について疑義を生じた場合は監督員と協議のうえ作業を進める。

6 準拠すべき基準

受注者は、以下の基準等を基本として業務を行う。

厚生労働省

- ・ 水道の耐震化計画等策定指針
- ・ 水安全計画策定ガイドライン

日本水道協会

- ・ 水道事業ガイドライン
- ・ 水道施設更新指針
- ・ 水道施設更新指針・解説
- ・ 水道施設耐震化工法指針・解説
- ・ 水道維持管理指針

水道技術研究センター

- ・ 水道施設の機能診断の手引き

水道法